

平成5年3月2日

社員会社

傷害保険査定担当課長 殿

社団法人 日本損害保険協会

損害調査部調査第二課

傷害保険における柔道整復師の施術に対する取扱について

傷害保険通院保険金の認定に係る掲題取扱につきましては、去る平成元年2月、社員会社各社宛徹底方お願いいたしました。この度、日本接骨師会より、いまだに一部の会社において不適当な取扱が行われているとして、別紙のとおり再徹底方要請がありました。

つきましては、本件につきよろしくご高配の程お願い申し上げます。

以上

平成5年3月2日

社員会社

傷害保険査定担当課長 殿

社団法人 日本損害保険協会

損害調査部調査第二課

傷害保険における柔道整復師の施術に対する取扱について

傷害保険通院保険金の認定に係る掲題取扱につきましては、去る平成元年2月、社員会社各社宛徹底方お願いいたしましたが、この度、日本接骨師会より、いまだに一部の会社において不適切な取扱が行われているとして、別紙のとおり再徹底方要請がありました。

つきましては、本件につきよろしくご高配の程お願い申し上げます。

以上

ファクシミリ送信状

FAX 3613-8343

平成5年 3月 10日 (水)

送信先	協同組合 日本接骨師会 <u>登山 会長 殿</u>
件名	<u>柔道整復師施的と傷害保険</u> <u>通院保険金の認定 12717</u>
送信枚数	B5× 枚、A4× 枚 B4× 枚、他 × 枚 合計(本状含) 枚
回答	要・ <input checked="" type="radio"/> 否 期限 月 日
発信者	(社)日本損害保険協会 損害調査部 第二課 担当 <u>泉瑞</u> ダイヤルイン 3255-1246 F A X 3255-1235

※ 去る2月の当業界委員会下 改訂後、徹底にお願
するともに、別添のヒカリ、全社にも貴信を添え
お送りし、再徹底を依頼しておきます。